

# 北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設使用規則

## (目的)

第1条 この規則は、北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設（以下「施設」という。）の管理その他必要な事項を定めるものとする。

## (使用者の遵守事項)

第2条 施設を使用しようとする者は、この規則の定めその他、秋田わか杉国体北秋田市実行委員会会長（以下「管理者」という。）の指示を守らなければならない。

## (使用期間及び時間)

第3条 競技場使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

(1) 使用期間 平成19年6月27日(水)～平成19年9月20日(木)

(2) 使用時間 午前9時～午後4時30分

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## (休場日)

第4条 管理者が必要であると認めるときは、臨時に休場することができる。

2 臨時休場の場合は、その旨を競技場入口に掲示するものとする。

## (使用の許可)

第5条 施設を使用しようとするものは、別記様式によるクライミング競技場使用許可申請書、誓約書、クライミング技術チェックリストを使用日より1ヶ月前の月の初日から7日前までに管理者宛に、直接または郵送により提出し、許可を受けなければならない。

2 使用の許可を受けたものは、その権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。

## (入場の取消し)

第6条 管理者は、前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消すことができる。

(1) 2人以上のグループまたは団体で、秋田わか杉国体山岳競技会クライミング競技会に参加予定の選手・監督等で、かつ、都道府県の山岳連盟(協会)会長が認めた

もの以外のもの。

(2) クライミングの練習以外で使用するもの。

(3) その他適当でないと認められるもの。

(賠償責任)

第7条 管理者は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用者に対し責任を負わせるものとする。

(1) クライミング施設内の構造物等を故意で破損、破壊させたもの。

(2) その他使用上適当でないと認められるもの。

2 賠償責任については管理者、使用者双方で協議のうえ決定するものとする。

3 施設使用中に発生した事故についての一切の責任は使用者が負うものとする。

(その他の事項)

第8条 コース状況等の照会は、下記に問い合わせをする。

コース	実行委員会名	住 所	T E L	F A X
C	秋田わか杉国体 北秋田市実行委員会	〒018-4392 北秋田市米内沢 字七曲 23	0186-72-5232	0186-72-4747

(送付先)

〒018-4392 秋田県北秋田市米内沢字七曲 23

北秋田市役所森吉支所内

秋田わか杉国体北秋田市実行委員会山岳競技担当

附則

この規則は、公布の日より施行する。

番号 号

北秋田市森吉スポーツ公園  
クライミング施設使用許可申請書

平成 年 月 日

秋田わか杉国体北秋田市実行委員会会長 殿

住 所

団 体 名

申請者

氏 名

印

電話番号

下記のとおり北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設を使用したいので許可されるよう誓約書を添えて申請します。

記

使 用 目 的	クライミング競技力向上のため						
使 用 日 時 等	使 用 年 月 日	曜 日	使 用 開 始	使 用 終 了	使 用 人 員	許 可 内 容	
	年 月 日		時 分	時 分	人		
	年 月 日		時 分	時 分	人		
	年 月 日		時 分	時 分	人		
	年 月 日		時 分	時 分	人		
使 用 責 任 者 兼 許 可 書 送 付 先							

(注) 1 印欄は、記入しないでください。

2 団体名欄は都道府県山岳連盟(協会)名を、氏名欄は会長名を記入の上、公印を押印してください。

## 誓 約 書

秋田わか杉国体北秋田市実行委員会会長 殿

北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設の使用に当たっては、「北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設の使用心得及び注意事項」を遵守し、かつ、事故についての一切の責任は使用者にあり、その事故につきましては、申請者の責任において処理することを誓約いたします。

平成 年 月 日

団体名	印
申請者	
氏 名	印

### 《北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設の使用心得及び注意事項》

#### 使用心得

- 1 北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設を使用する時は、使用責任者が使用許可書を秋田わか杉国体北秋田市実行委員会事務局（以下「事務局」）に提示して鍵を受け取り、門扉等を解錠して使用すること。
- 2 使用時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。なお、使用時間には、準備・後始末等に要する時間が含まれるものとする。
- 3 ウォールの使用を終了した場合は、門扉等の施錠を行い、鍵を事務局に返却すること。
- 4 許可を受けた使用時間、使用許可条件等を厳守すること。施設駐車場以外に駐車しないこと。
- 5 許可を受けた事項を変更する場合は、事前に秋田わか杉国体北秋田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の承認を受けること。
- 6 実行委員会、秋田県山岳連盟の指示に従うこと。
- 7 クライミングに必要な用具等は、使用者が用意すること。
- 8 クイックドロウはセットされていないので、使用者が持参の上セットすること。
- 9 ホールドが回転あるいは緩んだ場合、使用者がもとの位置にもどし増し締めすること。
- 10 クライミングに関し事故が発生したときは、速やかに適切な処置をとるとともに、実行委員会及び秋田県山岳連盟に報告すること。
- 12 使用上での事故の責任については、使用者が一切の責任を負うこと。
- 11 故意又は過失により、ウォール等を破損又は滅失させたときは、速やかに実行委員会及び秋田県山岳連盟に報告するとともに、それによって生じた損害を賠償すること。
- 12 実行委員会は、虚偽の申請、許可事項・許可条件等に違反、「使用心得及び注意事項」を遵守しないとき及び管理運営に支障があると認められるときは、使用の許可の取り消し又は使用を制限し、若しくは停止することがあること。なお、この場合による使用者の損失については、実行委員会は賠償責任を負わないものであること。
- 14 ゴミは必ず持ち帰る等、環境保持に努めるとともに、周囲の施設に迷惑となる行為はしないこと。
- 15 当公園内に野営しないこと。

#### 注意事項

- 1 次の場合は、クライミングをしないこと。
  - (1) 酒気を帯びているとき
  - (2) 使用責任者がいないとき
- 2 単独でクライミングをしないこと。
- 3 使用責任者は、クライミングをする前にウォールの安全確認を行うこと。
- 4 確保者は、必ず確保器を使用すること。
- 5 クライミングルート内に設置してあるホールド・支点等の着脱、方向の変更及びウォールの角度を変更する行為をしないこと。
- 6 クライミングをする場合は、必ずクライミング・ハーネスを着用すること。
- 7 一つのエリアを 2 人以上でクライミングをしないこと。
- 8 トップロープ方式によりクライミングをする場合には、トップロープの支点は、必ず 2 ヶ所以上とること。また、支点に使用するカラビナは、安全環付きカラビナの場合は 1 個、通常のカラビナの場合は 2 個以上使用すること。
- 9 クライミング・ロープは、直径 10 ミリメートル以上のものを使用すること。

## クライミング技術チェックリスト

習 得 内 容	チェック欄	備 考
<b>整備</b>		
ハーネスの装着ができますか？	<input type="checkbox"/>	
<b>ロープの結び方</b>		
8の字結びができますか？	<input type="checkbox"/>	
<b>トップロープ・クライミング</b>		
トップロープのセットができますか？	<input type="checkbox"/>	
トップロープ・クライミングの実践(経験)がありますか？	<input type="checkbox"/>	
トップロープ・クライミングのコールを知っていますか？	<input type="checkbox"/>	
トップロープのビレイ実践(経験)がありますか？	<input type="checkbox"/>	
ホールドが回転した場合、締付け直せますか？	<input type="checkbox"/>	
<b>リード・クライミング</b>		
クリップができますか？	<input type="checkbox"/>	
リード・クライミングの実践(経験)がありますか？	<input type="checkbox"/>	
安全な墜落体勢の知識があり、実践ができますか？	<input type="checkbox"/>	
リード・クライミングのコールを知っていますか？	<input type="checkbox"/>	
リードのビレイができますか？	<input type="checkbox"/>	
<b>文章中の経験とは、安全に対し十分な理解がある範囲の実践経験をいう。</b>		

上記のとおりクライミング技術を習得しているので、誓約書とともに提出します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

# 《北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設の使用案内》

## 使用申し込み

### 1. 問い合わせ・申し込み先

秋田わか杉国体北秋田市実行委員会事務局山岳担当（以下「事務局」）

〒018-4392 秋田県北秋田市米内沢字七曲 23 TEL0186-72-5232 FAX0186-72-4747

（注）お問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

### 2. 申し込みの受付時期

使用開始日の1ヶ月前の月の初日から使用する7日前まで受付ます。

（なお、6月の使用に関しては、使用する7日前までとします。）

注)1. 6月29日と7月1日の2日間を使用する場合は、は、6月1日から6月22日までの期間に は、6月1日から6月24日までの期間に受付します。

2. 6月29日、30日、7月1日の3日間を連続して使用する場合は、使用開始が6月29日なので、3日間を一括して5月1日から受付します。

### 3. 申し込み方法

所定の「北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設使用許可申請書、誓約書、クライミング技術チェック表」(以下「申請書」)に必要事項を記入の上、返信用封筒(80円切手を貼付、送付先を明記)を添えて、受付期間内に事務局に持参又は郵送してください。

(注)1. 電話での予約及び申込みは受けませんのでご了承ください。

2. 事務局に持参する場合は、午前9時から午後5時までの間にお願いします。

3. 一枚の申請書で4日間分を申し込みすることができます。

## 使用時間

### 1. 使用時間

(1) 使用できる期間は、平成19年6月27日から平成19年9月20日までです。

(2) 使用できる時間は、午前9時から午後4時30分まで(準備・撤去時間を含む)です。

(注) 午後4時30分には北秋田市森吉スポーツ公園内から退場できる状態にしてください。

### 2. 使用出来ない日

別に定める点検日等です。

## 使用者の範囲

### 1. 使用者の範囲

2人以上のグループ又は団体で、秋田わか杉国体山岳競技会クライミング競技（以下「クライミング」）に参加予定の選手・監督等で、かつ、都道府県の山岳連盟（協会）会長が認めた方（ ）に限ります。

申請書に都道府県山岳連盟（協会）会長が押印したことで認めたこととします。

### 2. 使用責任者

使用者のうち使用責任者（18歳以下の者を除く）を定めてください。

（注）使用責任者がいない場合は、使用できません。

### 3. 使用目的

クライミングの練習のために使用する場面に限ります。

## 使用許可

### 1. 使用許可

申請書等を提出していただいた後、内容を審査して適当と認めた場合は「北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設使用許可書」（以下「使用許可書」）を申請者（使用責任者あて）に送付します。

### 2. 使用許可取消しと制限等

次のいずれかの事項に該当する場合は、使用許可の取消し、使用を制限又は停止をいたします。

イ 偽りその他の不正な手段により使用許可を受けたとき。

ロ 使用許可事項及び許可条件に違反及び「使用心得及び注意事項」を遵守しないとき。

ハ 施設の管理・運営に支障があると認められるとき。

## 使用方法

### 1. 使用方法

（1）使用開始前に、使用責任者が使用許可書を事務局に提示して鍵を受け取り、門扉等を解錠して使用してください。

（2）使用する時間・団体・人数の制限は別表1のとおりです。

（3）使用終了後は、門扉等の施錠を行い、鍵を事務局に返却してください。

（注）1. 使用する日毎に、必ず使用許可書を提示してください。なお、先に使用者がいる場合又は未だ使用者がいる場合は、鍵の借受け又は返却は不要です。

2. ルート、ウォールの傾斜角度を変更することはできません。なお、ルート、ウォールの傾斜角度は定期的に設定します。

2 . 使用料  
無料です。

別表 1

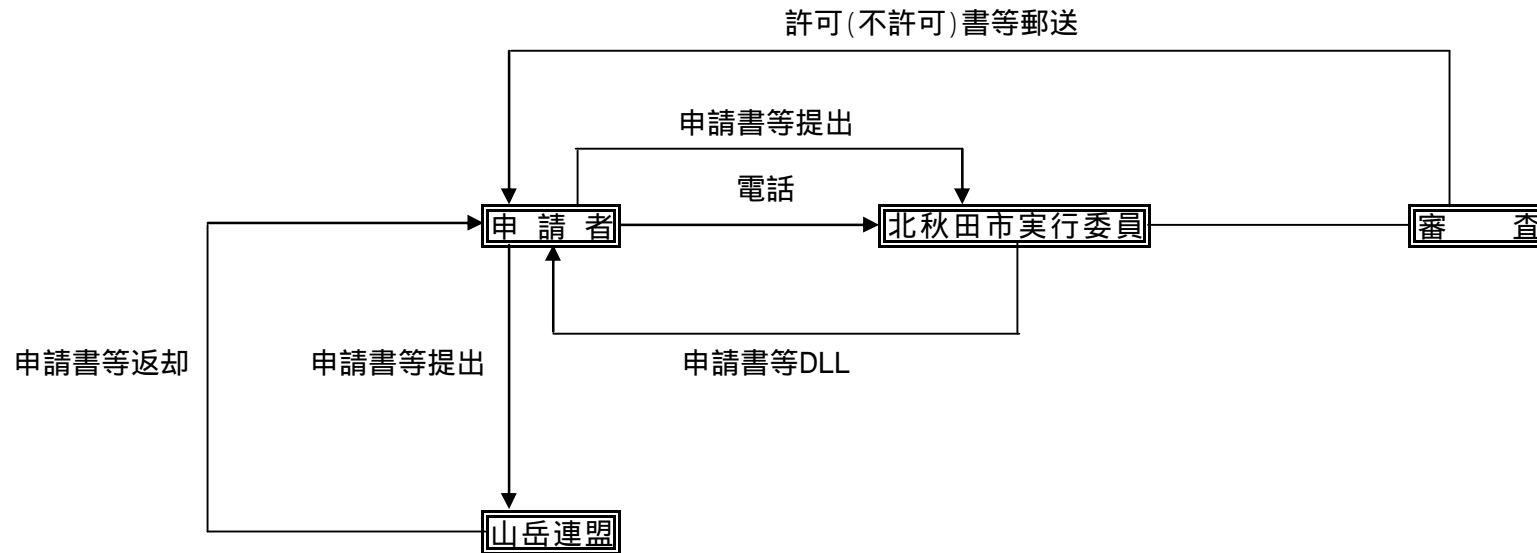
使用する時間・団体・人数の制限等

使用時間帯	使用団体数	人 数	備 考
9:00 ~ 11:30	6	制限無し	
11:30 ~ 14:00	6	制限無し	
14:00 ~ 16:30	6	制限無し	

- ・各使用時間帯に先着 6 団体までとし、1 日に同一団体が使用できる回数は原則 1 回を限度とする。ただし、他の時間帯の使用団体数が 6 団体未満の場合には、この限りではない。
- ・使用するルートは相互に譲り合いの上使用のこと。



# 北秋田市森吉スポーツ公園クライミング施設許可の流れ



電話にて予約状況の確認をする。(任意)

申請書等を北秋田市HPよりダウンロードする。あるいは、各県連盟(協会)よりコピーを入手する。

北秋田市HP <http://www.city.kitaakita.akita.jp/>

ダウンロードした申請書等に必要事項を記入し、各都道府県山岳連盟に提出して承認をもらう。

提出された申請書等を承認し、返却する。

返却された申請書等を北秋田市実行委員会に提出する。

申請書等を審査し、許可(不許可)書等を郵送する。

許可書等は使用日に必ず携帯すること。

北秋田市実行委員会連絡先

TEL0186-72-5232 FAX0186-72-4747

北秋田市実行委員会住所

〒018-4392 秋田県北秋田市米内沢字七曲23

秋田県山岳連盟住所

〒010-0825 秋田県秋田市柳田字境田65-7